

住民監査請求における証拠の提出及び陳述に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 証拠の提出 法第242条第7項の規定による証拠の提出をいう。
- (2) 請求人 法第242条第1項の規定による請求を行う者をいう。
- (3) 請求人の陳述 法第242条第7項に規定する請求人の陳述をいう。
- (4) 陳述人 請求人の陳述をする者をいう。
- (5) 関係職員等 法第242条第8項に規定する関係のある市長その他の執行機関又は職員をいう。
- (6) 関係職員等の陳述 法第242条第8項に規定する関係職員等の陳述をいう。
- (7) 傍聴人 請求人の陳述又は関係職員等の陳述の聴取を傍聴する者

(請求人による証拠の提出)

第3条 証拠の提出の期限は、請求人の陳述の日の前日（請求人から陳述を行わない旨の申し出があった場合は、請求の日から起算して2週間が経過する日）までとする。ただし、監査委員がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 証拠の提出は、郵送により行うことができる。

(請求人の陳述の機会の設定)

第4条 監査委員は、法第242条第1項の規定による請求を受理した場合は、速やかに同条第7項の規定による陳述の機会を設定し、その日時及び場所を当該請求人に通知するものとする。ただし、請求人から陳述を行わない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

(請求人の陳述の聴取)

第5条 請求人の陳述は、代理人に行わせることができる。この場合において、当該請求人は、当該陳述の日までに委任状を監査委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、請求人の陳述をしようとする者が複数の場合は、陳述人の数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述人を選定し、監査委員の指定する日までに監査委員に通知しなければならない。

- 3 請求人の陳述は、監査委員の指示に従って行わなければならない。
- 4 請求人の陳述の時間は、陳述人の人数にかかわらず、概ね1時間以内とする。

(関係職員等の立会い)

第6条 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行うのに際し、必要があると認めるときは、関係職員等を立ち合わせることができる。

- 2 請求人の陳述に立ち会う関係職員等は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人の陳述に立ち会う関係職員等に、その陳述の内容に関し意見を述べさせることができる。

(関係職員等の陳述の聴取)

第7条 監査委員は、法第242条第1項の規定による監査を行うのに際し、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

- 2 関係職員等の陳述の日時及び場所は、監査委員が定める。
- 3 関係職員等の陳述は、監査委員の指示に従って行わなければならない。

(請求人の立会い)

第8条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行うのに際し、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、前項の規定による立会いをしようとする請求人が複数の場合は、立ち会う請求人の数を制限することができる。この場合において、請求人は、関係職員等の陳述に立ち会う者を選定し、監査委員の指定する日までに監査委員に通知しなければならない。
- 3 関係職員等の陳述に立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 4 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述に立ち会う請求人に、その陳述の内容に関し意見を述べさせることができる。
- 5 監査委員は、第1項の規定による立会いが関係職員等の陳述の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。
- 6 第1項の規定による立会いは、代理人に行わせることができる。この場合において、当該請求人は、当該陳述の日までに委任状を監査委員に提出しなければならない。

(陳述の聴取の中止等)

第9条 監査委員は、請求人の陳述又は関係職員等の陳述（以下「請求人の陳述等」という。）を行う者が監査委員の指示に従わず、当該陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該陳述の聴取を中止することができる。

- 2 監査委員は、請求人の陳述に立ち会う関係職員等又は関係職員等の陳述に立ち会う

請求人が監査委員の指示に従わず、当該陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該立ち会う関係職員等又は請求人に対して退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第10条 監査委員は、請求人の陳述等の聴取を公開で行うことに関して支障がないと認める場合は、当該陳述の聴取の傍聴を認めることができる。

2 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、監査委員が特に認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人の決定は、請求人の陳述等の聴取を行う日にその会場において、先着順により行うものとする。

(傍聴の禁止)

第11条 次のいずれかに該当する者は、請求人の陳述等の聴取を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他の他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他の請求人の陳述等の聴取の会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者

(4) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

(5) その他請求人の陳述等の聴取の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、請求人の陳述等の聴取の会場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑その他の騒がしい行為をしないこと。

(3) 喫煙及び飲食をしないこと。

(4) 監査委員の指示に従うこと。

(5) その他請求人の陳述等の聴取に関し、当該会場の秩序を乱し、又は当該聴取の運営の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第13条 監査委員は、傍聴人が前条の規定に違反したと認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(陳述の撮影等)

第 14 条 請求人、関係職員等及び傍聴人は、監査委員の許可を受けた場合を除き、請求人の陳述等の聴取の会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしてはならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、証拠の提出及び請求人の陳述等に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日制定)

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。